## 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方についてのヒアリング結果

### 1. ヒアリングの概要

摂取制限等を伴う給水継続の検討に活かすため、水道関係団体及び水道利用者を対象に3. に示す摂取制限等を伴う給水継続の考え方についてヒアリングを実施した。

## 2. ヒアリング対象

### 水道関係団体

- ○日本水道協会
- ○全国簡易水道協議会
- ○全日本水道労働組合
- ○全日本自治団体労働組合
- ○水道運営管理協会
- ○全国上下水道コンサルタント協会
- ○全国ビルメンテナンス協会

### 水道利用者

- ○主婦連合会
- ○全国地域婦人団体連絡協議会

#### 3. ヒアリング内容(摂取制限等を伴う給水継続の考え方)

#### ① 基本的な考え方

本対策は、突発的な水質事故の発生により、水道水質基準を一時的に超過した場合に限り、摂取制限等を実施しつつ、生活用水を確保するために給水を継続するためのものであり、水安全計画の策定等を通じてあらかじめ予測しうる年間変動等による水質の変動に対しては、必要な施設整備等により、常に水道水質基準を遵守すべきものとしています。

#### ② 検討対象物質

本対策の対象は、水質基準省令の各項目のうち、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されている有害物質を対象とし、病原生物の検出や、生活関連項目の基準超過については対象としていません。また、仮に飲用したとしても、健康には影響がない程度の濃度レベルや期間を対象とします。

#### ③ 緊急時の対応体制の整備

水道事業者等は、本対策の実施にあたっては、水質基準の超過の内容と程度(対象となる基準項目や超過が継続すると見込まれる期間)に応じ、ケースバイケースの対応が求められるため、あらかじめ水質基準が超過した場合の対策の意思決定及び実施体制、他事業者との連携体制を整備する必要があります。

#### ④ 実態把握、原因究明と低減化対策の実施

水道事業者等は、本対策の実施にあたっては、摂取制限の実施の前提として、実態把握、 原因究明及び必要に応じて低減化対策の実施が求められます。

#### ⑤ 利用者への周知

水道事業者等は、本対策の実施にあたっては、日頃からの利用者に対する周知が必要となります。また、実際に対策を講ずる場合には、摂取制限の実施や解除にあたり、利用者に対して、原因、措置の内容及び実施期間等について、適切に周知する必要があります。特に、利用者の中でも、乳幼児、妊婦、病院の入院患者、食品製造業等への周知については、より確実な対応が必要です。

#### ⑥ 応急給水による飲用水の供給

水道事業者等は、本対策の実施にあたっては、摂取制限を行うことから、応急給水によって飲用水を供給することが求められます。

#### ⑦ 摂取制限等の解除

水道事業者等は、本対策の実施において、摂取制限等を解除するにあたっては、末端の 給水栓において実施する水質検査により、水質異常に係る項目について、水質基準に適合 していることを確認することとしています。

## 4. ヒアリング結果

## 水道関係団体へのヒアリング結果

項目	意見
①基本的な考え方	・選択肢が増えることはよい。施設整備等を考えるきっかけとなる。 ・浄水場に汚染水が入ると後が大変なので、取水停止したほうが管理しやすいという選択もありうる。 ・水質基準の重みが低下しないか懸念がある。 ・水質異常時とはいえ、水質基準を超過する水が蛇口からでているとなると水道水への信頼が揺るぎかねない。 ・震災時のような長期的な断水を回避するための対策のほうが必要。 ・本対策の考え方が、悪用、乱用されないように制限を設ける必要がある。 ・摂取制限等については、水道事業としての判断ではなく、行政判断として位置づけた方が、ダブルスタンダードの問題もなく、整理される。 ・簡易水道等の小さい事業体では、第三者委託を行っているところも多く、数値等の具体的な指標がないと判断がつかない。
②検討対象物質	・対象となる物質が何か明確にするべきである。
③緊急時の対応体制の 整備	・用水供給や第三者委託の場合、予め取り決めをしておくことが重要。 ・中小規模の水道では、摂取制限の判断が難しいため、決定はそれぞれの事業体がするとしても、都道府県 に助言をもらえる仕組みがよい。 ・緊急時の水質検査費用がない事業体へ手当が必要である(水質事故時に適用される保険)。 ・日頃から他の水道事業者と連携しておけば、緊急時の応援体制等を確保しやすくなる。
④実態把握、原因究明 と低減化対策の実施	・流域協議会等へは、包括委託では事業体だけではなく受託者も参加したほうがよい。
⑤利用者への周知	・周知方法は複数必要であるが、経験上、ビラは確実。 ・情報弱者への伝達について「この告知を更に多くの人に流布してほしい」旨をビラに記載しているケース(米)が参考になる。 ・乳幼児、妊婦については自治体の保健部局との連携。 ・大口の食品製造業への伝達は可能だが、飲食店については個別の伝達は難しい。 ・エリアメールの活用。 ・食品製造業、飲食業等への対応については、断水した場合には生じないであろう賠償問題が発生する懸念があるため、適切な周知が必要。 ・あいまいな情報を提供してしまうと受け取り手によっては、悪い方へとってしまい、対応者が批判の対象となりかねない。 ・周知するまでの時間をかせぐ手段(配水池容量の増)を考えておいたほうがよい。また、広報訓練の実施もしておくとよい。 ・有事の際に利用者が一番困るのは電話が通じないことであるため、問合せマニュアルを整備しておき、転送電話等を用いて現場でなくても対応可能な体制作りが必要。 ・供給先によっては営業補償等の二次賠償や風評被害の恐れがある。
⑥応急給水による飲用 水の供給	・飲料水の配布等では行政との連携が必要。 ・応急給水で生活用水を供給することは困難。 ・事前に水源を別にする事業体等地域の連携が必要。
⑦摂取制限等の解除	・水道法第18条の検査の請求(戸別の給水栓での検査要求)が多数くるような場合、対応が困難。 ・配水系統によりタイムラグがあり、制限解除をどの時点で行うか等事業体毎に決めておく必要がある。

# 水道利用者へのヒアリング結果

項目	意見
①基本的な考え方	・「これまでの水道事業者等の水道水への安全確保に対する取組を後退させるものであってはならない。」ということが、非常に重要。 ・「飲み水には適さない」と強調した上で供給すべき。飲んでも安全というのは紛らわしく、水質基準の根拠が曖昧になる。「仮に飲んでも大丈夫」というのは、問い合わせがあったときに答えればよい。 ・日本の水道水については、100%に近い信頼度があるので、それと同じ水道管から基準を超過した水がでることについて、利用者としは抵抗があり、感覚的に受け入れづらい。 ・御嶽山の噴火や集中豪雨等の自然災害により水道が被災、汚染を受ける可能性も高まっており、生活用水だけでも送りたいとする行政の考えも理解はできる。 ・水質事故時とはいえ、一度、水質の基準を甘くして「すぐには影響を及ぼさない」と言われると、そのまま飲む人も多いだろう。こうした場合、甘くなった感覚がもとに戻らなくなると思うし、100%に近い信頼度も下がることになる。 ・「断水」か「水質基準を超えた水の供給」のどちらがいいかを答えるのは困難。事故の未然防止に力を入れるべき。 ・直接飲めるという日本の水道水は、財産なので、「少し有害物質が入っていますが、大丈夫ですよ」と言うようなことにはなってほしくない。 ・水質事故等は排出側への注意が前提。
②検討対象物質	・対象となる物質が何か明確にするべきである。 ・「健康には影響がない程度の濃度レベルや期間」と言われても分からないので、明確にすべき。 ・飲料水については100%に近い信頼がある中で、現在の水質基準以外の別の基準は考えたことも無い。 ・水質基準を超えた水を送る場合も、それを認める濃度は、厳しめにすべき。
③緊急時の対応体制の 整備	・しっかり整備してほしい。福祉など行政との連携が重要。
④実態把握、原因究明 と低減化対策の実施	・しっかりしてほしい。
⑤利用者への周知	・利用者全体にくまなく周知するのは難しい。 ・非常時は、電話がつながらなくなるためそれ以外の情報提供の方法を検討しておく必要がある。(メール、ウェブ) ・水道の水質異常は公共性が高い問題であり、エリアメールやテレビで流すことは重要。 ・エリアメールでは携帯電話を持たない高齢者には伝わらない。高齢者にはテレビが有効。 ・データ放送の利用。地域ごとにテロップを流せたらいい。 ・一人で留守番をしているこども、認知症患者、障害者、外国人等を考えると心配。 ・利用者へ周知するための連絡網の強化が必要。 ・水道局の規模によっても適切な周知方法が異なるので要検討。 ・正確な情報提供をしなければ、後の影響が大きくなり心配。 ・情報を詳しく伝えるほど、受け取り手によって安全と思う人と、より不安になる人がでる。 ・予め断水するという情報が入れば、汲み置きをするなど対応しやすくなるのでは。 ・断水も起こりうるということを消費者が理解することも必要。 ・水質に異常がある場合に色を付けて送ることはできないか。色があれば、何かあったと分かり、飲むことは控え、情報をとろうとすることができる。洗濯くらいは我慢できる。 ・食品製造業は中小企業も多く、周知が行き届くか懸念がある。また、摂取制限をかけた水を使用してしまった後は、風評被害等も考えられる。
⑥応急給水による飲用 水の供給	・応急給水を万全にし、脱水症状等の問題を発生させないようにすべき。 ・高齢者は応急給水に並ぶのは大変。
⑦摂取制限等の解除	_